

鳥取県耐震改修促進計画(案)について

ご意見をお寄せください

鳥取県では、地震による建物の倒壊等から県民の皆様の生命・財産を保護するため、「鳥取県耐震改修促進計画」を策定し、建物の耐震診断・耐震改修を計画的に実施することとしています。この度計画案がまとまり、その中で、県内での耐震化率の目標、その目標を実現するための施策を定めました。

これから皆様のご意見をお伺いしながら、最終的な計画を取りまとめたいと考えていますのでお気軽にご意見をお寄せください。

『募集内容』

「鳥取県耐震改修促進計画(案)」について、感じられたことなら何でもかまいません。

「耐震化の目標が低すぎる」、「耐震化のための支援が足りない」など、どのようなご意見でもお寄せください。



1 耐震改修促進計画の概要

(1) 計画の実施期間：平成27年度まで

(2) 耐震化の目標：「鳥取県地震防災調査研究報告書」で想定される地震被害を半減させるため、住宅の耐震改修済の戸数を2倍、建築物の耐震改修済の棟数を3倍にします。

住宅：耐震化率86%（平成17年度の推計値68%）

建築物：耐震化率89%（平成17年度の推計値69%）

(3) 耐震化の取組方針：県は、「自らの安全は自らが守る」、「わがまちは、わが手で守る」という自助・共助の取組みに対し、費用の助成・技術支援などの公助を市町村と協力して行います。

「鳥取県耐震改修促進計画(案)」は、県庁景観まちづくり課のホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/keimachi/>)でご覧になれるほか、県庁県民室、各総合事務所の県民局に冊子を備え付けております。

2 ご意見の募集期間

平成19年2月14日(水) から

平成19年3月5日(月) まで



3 ご意見の提出方法

(1) 提出先

鳥取県生活環境部景観まちづくり課

(2) 提出方法

次のいずれかでお願います。

郵送：郵便番号680-8570（郵便番号のみで届きます。）

ファクシミリ：0857-26-8114

電子メール：keikanmachizukuri@pref.tottori.jp

意見箱への投函：県庁県民室及び各総合事務所県民局に設置してあります。

ご提出される様式は任意ですが、このチラシの裏面もご利用ください。



4 お問合せ先

鳥取県生活環境部景観まちづくり課

電話 0857-26-7697

鳥取県庁 景観まちづくり課 行き

(ファクシミリ：0857-26-8114)

鳥取県耐震改修促進計画(案)について

に対する意見について

--

*ご意見ありがとうございました。差し支えなければ、下記もご記入をお願いします。

(お住まいの市町村名)			
(年代)	歳代	(性別)	男 ・ 女

鳥取県耐震改修促進計画(案)

鳥取県耐震改修促進計画策定の背景

(1) 住宅・建築物の耐震化の必要性

平成7年の阪神淡路大震災では、死傷者の多くは住宅の倒壊等が原因でした。また、住宅以外の建築物の倒壊による道路閉塞は、避難、消火、救急、物資の輸送等の妨げとなり、社会問題となりました。建築基準法の耐震基準は、昭和56年6月1日に大きく改正され、阪神淡路大震災の倒壊した住宅・建築物の多くは、旧耐震基準（法改正前の昭和56年5月31日以前の耐震基準）で建築されたものでした。阪神淡路大震災後も大きな被害のあった鳥取県西部地震、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震などが発生していることから、地震はいつどこで発生してもおかしくないとの状況で、さらに、東海・東南海・南海地震等の発生切迫性の高い大規模地震が予測されております。

このことから国の中央防災会議は、地震による死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるため、最も効果的な手段である住宅・建築物の耐震化を促進し、平成17年3月に決定した「地震防災戦略」において、平成17年度時点での耐震化率75%を10年後の平成27年度までに90%とする減災目標を掲げました。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」

耐震改修促進法の制定

耐震改修促進法は、阪神淡路大震災の被害を教訓とし、建築物の耐震化促進のため、平成7年12月に制定されました。

この法律は、一定規模以上の多数の者が利用する建築物を特定建築物と定義し、所有者に耐震診断・耐震改修の努力義務を規定しています。

耐震改修促進法の改正

耐震改修促進法は、大規模地震の切迫性等を背景に耐震診断・耐震改修を更に促進させるため、平成18年1月に改正されました。

法改正の概要

国民の努力義務

- ・国民は、地震に対する安全性の確保を図るよう努めること

耐震化の計画的実施

- ・県は耐震改修促進計画を策定し、計画的な耐震化の実施に取り組むこと

建築物に対する指導の強化

- ・特定建築物となる建築物の要件・規模が拡充され、正当な理由もなく耐震化の指示に従わない場合は、この旨を公表することができること

【特定建築物】

旧耐震基準で建築された ~ のいずれかの建築物

学校、病院、集会場、百貨店、事務所の多数の者が利用する一定規模以上の建築物

火薬類、石油類等の危険物を一定数量以上貯蔵若しくは処理する用途に供する建築物

倒壊により本計画に記載した地震時に通行を確保すべき道路を閉塞するおそれがある建築物

鳥取県耐震改修促進計画の概要

1 鳥取県耐震改修促進計画の目的等

(1) 目的

震災における被害から、県民の生命・財産を保護し生活環境の保全に資するため、住宅・建築物の計画的な耐震化を促進することを目的とします。

(2) 計画の実施期間

本計画の実施期間は、国の地震防災戦略の実施期間と同じ平成27年度末までとします。
本計画は、耐震化の実施、市町村耐震改修促進計画策定状況など必要に応じて見直します。

(3) 耐震化の取り組み方針

県は、「自らの安全は自らが守る」、「わがまちは、わが手で守る」という自助・共助の取り組みに対し、費用の助成・技術支援などの公助を市町村と協力して行います。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(1) 想定される地震規模及び被害の状況

鳥取県で発生が想定される地震と被害の予測は、平成17年3月に「鳥取県地震防災調査研究報告書」で取りまとめられ、鳥取県ホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=31569>) に掲載しています。

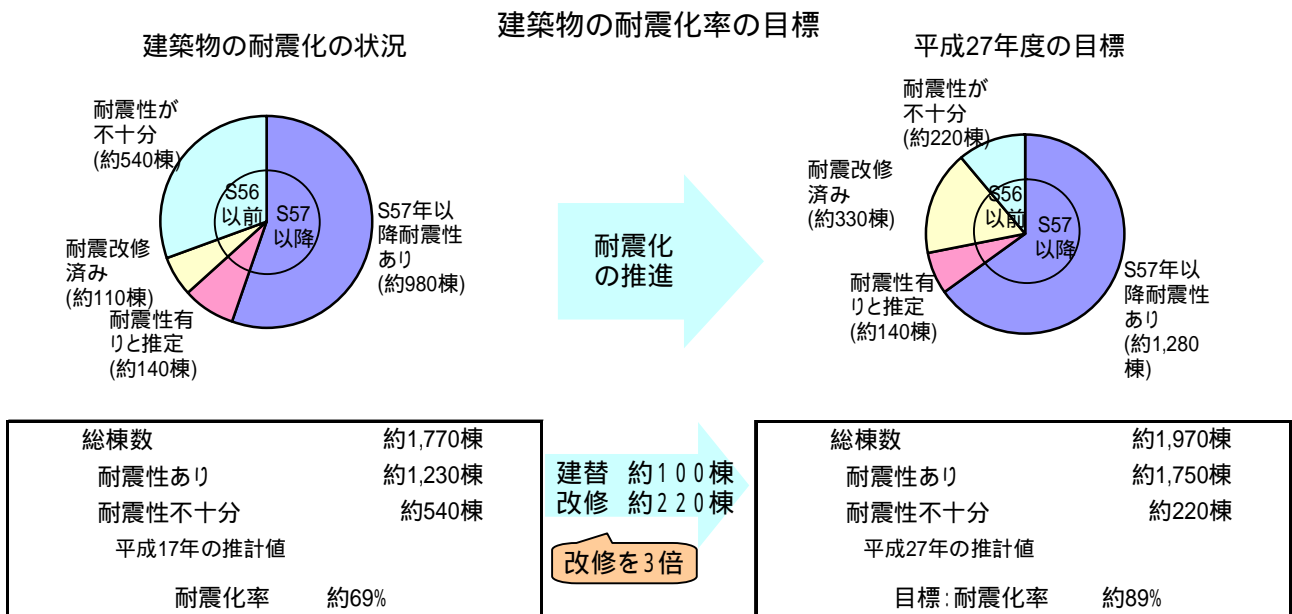
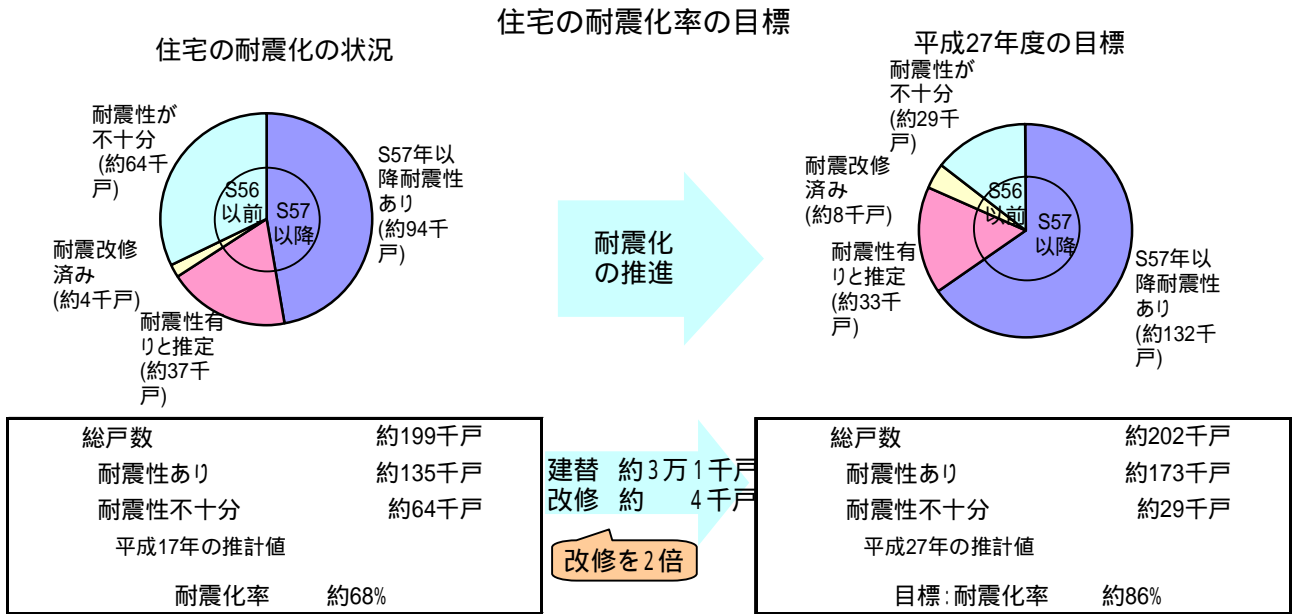
県内で最も大きな被害が想定される地震は、東部の鹿野吉岡断層によるもので、建築物の大破2,959棟、死者285人と予測されています。

「主な断層による県内の地震被害予測（出典：鳥取県地震防災調査研究報告書）」

想定地震断層 (地区)	マグニチュード	地区	人的被害(人) (冬18時)			建物被害(冬18時)			
			死者数	負傷者数	避難者数	破損(棟)		火災	
						大破	中波	出火件数 (件)	焼失棟数 (棟)
鹿野吉岡断層 (東部)	7.2	東部	285	1,963	12,149	2,945	3,365	43	2,108
		中部	0	21	125	14	98	0	0
		西部	0	0	0	0	0	0	0
		計	285	1,984	12,274	2,959	3,463	43	2,108
倉吉南方の 推定断層 (中部)	7.2	東部	38	926	4,197	650	1,676	8	422
		中部	6	244	1,325	237	1,001	4	25
		西部	0	0	0	0	0	0	0
		計	44	1,170	5,522	887	2,677	12	447
鳥取県西部 地震の断層 (西部)	7.3	東部	0	1	2	1	1	0	0
		中部	0	12	75	8	60	0	0
		西部	36	895	3,304	506	1,522	9	788
		計	36	908	3,381	515	1,583	9	788

(2) 耐震化の現状と目標

国の地震防災戦略と同様に「想定される地震被害を半減」させることを目標に耐震化に取り組みます。県内の耐震化の状況は、平成15年度の住宅・土地統計調査及び所有者等への聞き取り調査結果から推計すると、住宅（戸建住宅、共同住宅、長屋）が68%、建築物（特定建築物）が69%となっています。目標達成のための耐震化率は、住宅の耐震改修済の戸数を現在の2倍、建築物の耐震改修の棟数を現在の3倍まで促進し、今後の新築の増加を勘案して、住宅86%、建築物89%と定めます。



(3) 県有施設の耐震化の目標

県有施設は、防災上の重要性及び利用者の安全確保から耐震化に取り組む必要があります。

特定建築物は、耐震改修促進法で耐震化を努力義務と規定されていることから、県有施設の中でも特定建築物の用途に供する建築物（多数の者が利用する一定規模以上の建築物）については、平成27年度までに耐震化率を100%とすることを目標とします。

「県有施設の耐震化の現状（多数の者が利用する建築物）」

区分	合計	旧耐震基準			新耐震基準	耐震性あり (+ +)	耐震化率 (/)
		耐震性が不十分	診断により耐震性を確認	改修等により耐震性を確認			
建築物合計	270	62	67	15	126	208	77.0%
学校	86	47	6	8	25	39	45.3%
病院	3	1	0	1	1	2	66.7%
県営住宅	122	0	51	4	67	122	100.0%
寄宿舍	3	2	0	0	1	1	33.3%
職員宿舎	6	0	1	0	5	6	100.0%
警察庁舎	6	0	3	0	3	6	100.0%
一般事務所	24	9	4	2	9	15	62.5%
博物館・図書館	2	1	0	0	1	1	50.0%
体育館	5	2	0	0	3	3	60.0%
老人ホーム・障害者福祉施設等	6	0	2	0	4	6	100.0%
集会場	3	0	0	0	3	3	100.0%
展示場	2	0	0	0	2	2	100.0%
野球場	1	0	0	0	1	1	100.0%
駐車場	1	0	0	0	1	1	100.0%

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

震災の被害を最小限に抑えるためには、所有者等が自らの問題として取り組む意識（自助）、地域で助け合いまちを守る意識（共助）、公共における地震対策整備等（公助）のそれぞれが対応能力を高め、連携することが重要です。

県は、震災に強いまちづくりを促進する観点から、自助に取り組む住民、共助に取り組む地域、これらを支援する市町村に対し、負担軽減のための支援を行います。

(2) 適切な役割分担

県、市町村、県民及び建築関係団体がそれぞれ役割分担し、効率的な耐震化を促進します。

県の役割
県耐震改修促進計画の策定、補助事業など耐震化を促進するための施策を実施 耐震化のための相談窓口の開設、技術的な情報提供、安心して耐震化に取り組むことができる環境整備など総合的な地震防災対策を実施 県有施設の耐震診断、耐震改修を計画的に実施し、その状況・結果を公表 市町村及び建築関係団体との連携体制を構築し、情報提供、技術的支援、耐震化の知識の普及・啓発を実施
市町村の役割
市町村耐震改修促進計画の策定、詳細な地震ハザードマップの作成、補助事業、耐震改修を行ったことの証明書の発行など耐震化を促進するための施策を実施 耐震化のための相談窓口の開設、耐震化のための情報提供、自治会などと地域での協力による地震防災対策の取り組みを実施 市町村有施設の耐震診断、耐震改修を計画的に実施し、その状況・結果を公表 県及び建築関係団体との連携体制を構築し、情報提供、技術的支援、耐震化の知識の普及・啓発を実施
所管行政庁(特定行政庁)の役割
耐震改修促進法で規定する所管行政庁(建築主事を置く県、鳥取市、米子市)は、耐震改修における特例適用のため、耐震改修促進法に基づく耐震改修の計画を認定 所管行政庁は、特定建築物の指導・指示の方針を定め、耐震改修促進法に基づく指導・指示を行い、正当な理由がなく耐震化を行わない場合は、同法に基づく公表を実施 建築基準法で規定する特定行政庁(建築主事を置く県、鳥取市、米子市)は、段階的な耐震改修実施のための建築基準法に基づく全体計画を認定 特定行政庁は、耐震性が著しく不足した危険な建築物に対し、建築基準法に基づく勧告・命令を実施
県民の役割
自らが所有又は管理する住宅・建築物の耐震性を確認するため、耐震診断を実施 耐震診断の結果により耐震性の不足しているものは、耐震改修、又は建替えを実施 がけ崩れ等による建物被害を防止するため、がけ付近に建築された住宅を移転 地震に備えて、地震保険の加入、家具の転倒防止対策を実施 町内会等で擁壁、ブロック塀、がけ崩れの恐れのある箇所を点検し、危険箇所を把握するための防災マップ作成を実施
建築関係団体の役割
耐震化のための専門業者の紹介窓口の設置、情報の普及・啓発活動を実施 耐震診断、耐震改修に関する講習会を開催し、会員等の技術を向上 耐震化業務の適切な実施により、所有者等が安心して取り組むことができる環境整備を実施 複数の建築関係団体による協議会を設置し、県及び市町村の行う事業に連携、協力

(3) 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要

住宅・建築物の所有者等が行う耐震診断・耐震改修等への支援事業
耐震対策を行う所有者等の費用の一部を助成します。

事業名	事業内容	補助率
住宅・建築物の耐震化促進事業	耐震診断、改修計画の策定(補強設計)、耐震改修の補助	国1/3、県1/6、市町村1/6、所有者1/3
擁壁・ブロック塀の耐震化促進事業	耐震診断、耐震改修(補強・撤去・再構築等)の補助	
エレベーターの耐震化促進事業	地震のP波感知装置(初期微動を感知して最寄階に停止する装置)設置の補助	
がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ付近に建築された住宅の移転の補助	国1/2、県1/4、市町村1/4

住宅・建築物の総合的な地震防災対策事業
総合的な地震防災対策事業を行います。

事業名	事業内容
耐震対策技術者育成事業	応急危険度判定士養成講習会の開催 判定コーディネータの養成講習会の開催 判定実施訓練講習会の開催
耐震改修促進計画策定事業	緊急輸送道路沿道建築物調査
耐震化安心環境整備事業	所有者等への耐震化に関する建築技術の普及・啓発等 設計者、施工者等への耐震化に関する建築技術の普及・啓発等
地震防災対策関連事業	建築防災関係パンフレットの購入配布等 構造計算プログラムの購入等 その他地震防災対策に関連する事業の実施

県有施設の耐震化促進事業

県有施設の耐震化目標達成のため、耐震診断・耐震改修等を計画的に実施します。

その他耐震化に関連する事業

宅地の崩壊により緊急輸送道路が閉塞されるおそれのある地域で土砂災害を防止する事業を実施します。

(4) 安心して耐震改修等を行うことができる環境の整備

相談体制の整備、情報提供の充実

耐震化を行う所有者等のために相談窓口を設置し、情報提供を行います。

区分	県	市町村	建築関係団体
相談窓口	景観まちづくり課 各総合事務所生活環境局建築住宅課	住民相談窓口担当課 建築及び防災担当課	各団体事務局 東部、中部、西部等の支部
提供情報	耐震化に係る補助、税制、技術情報 県有施設の診断・改修の実績のある業者情報	耐震化に係る補助、税制、証明書発行、技術情報 市町村施設の診断・改修の実績のある業者情報	設計、施工の専門業者情報 耐震化の新技术・工法情報

専門家・事業者向け講習会の開催、受講者の登録・紹介体制の整備

耐震診断を行う建築士等の設計者、耐震改修工事を行う施工者を対象とした技術講習会を実施します。併せて、耐震化に関し一定の知識を有する建築士が所属する建築士事務所を公表するなど、所有者等の耐震化への取り組みを支援する仕組みを構築します。

(5) 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

地震による被害を軽減するためには、住宅・建築物の耐震化に特化することなく、宅地のがけ崩れ・擁壁の崩壊、コンクリートブロック塀の倒壊、天井の崩落、窓ガラスの落下、被災建築物からのアスベストの飛散、エレベーターの閉じ込め事故、家具の転倒などに対する総合的な対策が必要です。

がけ崩れ、擁壁の崩壊、コンクリートブロック塀の倒壊への安全対策は、地域の自治会と市町村が、危険の予測される箇所を点検し、所有者等に安全確保を呼びかけるとともに、「地域の危険箇所マップ」を作成するなど、地域の防災対策を進めます。

大規模空間を持つ建築物の天井崩落、ビルからの窓ガラスの落下、被災建築物からのアスベスト飛散を防止するため、建築基準法に基づく所有者等への報告徴収・指導などの対策を進めます。

エレベーターの閉じ込め事故防止については、平成18年4月の社会資本整備審議会建築分科会の報告によると、建築基準法を改正して地震の初期微動（P波）を感知して最寄りの階に停止する装置の設置を義務付けることが想定されており、これにより既存不適格となるエレベーターの改修等の対策に取り組みます。

家具の倒壊防止については、費用負担も少ないので、所有者等の積極的な取り組みを期待し、県、市町村、建築関係団体で、取り組み促進のための普及・啓発を行います。

(6) 特定優良賃貸住宅の空き家活用に関する事項

特定優良賃貸住宅（国の補助により建築される民間共同住宅）の入居要件は、一定の所得以上の家族とされています。

一方、住宅の耐震改修を行うにあたって、工事期間中に当該住宅に居住することができない場合があり、耐震改修の障害となることが考えられます。

そこで、耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき、住宅の所有者等が耐震改修工事を行うにあたって当該住宅に居住することができない場合において、仮住居を円滑に確保できないときは、空き家となっている特定優良賃貸住宅に入居できることとし、耐震改修を促進します。

(7) 地震に伴うがけ崩れ等による建物の被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による住宅・建築物の被害を防止するため、安全な場所への移転や造成された宅地の崩壊防止対策等が必要です。

危険ながけ付近に建築された住宅の移転は、「がけ地近接等危険住宅移転事業（国庫補助事業）」の普及・啓発を行い促進します。

大規模地震等により宅地が被害を受け、緊急輸送道路を閉塞させる土砂災害を起こすおそれが認められる場合は、「住宅宅地基盤特定治水施設等事業（国庫補助事業）」の活用を検討し、必要な砂防施設、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の整備を行います。

(8) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

道路に面した住宅・建築物が、地震による倒壊で引き起こす道路閉塞は、避難、消火、救急、支援物資の輸送等の妨げとなり、その後の市街地の復旧の支障になります。

一方、地域防災計画（災害対策基本法に基づき県、市町村で策定する防災計画）で定める緊急輸送道路は、県内外の中心都市、防災拠点、県庁及び市町村役場を連絡する重要な道路で、地震時の通行確保を最優先で行う必要があります。

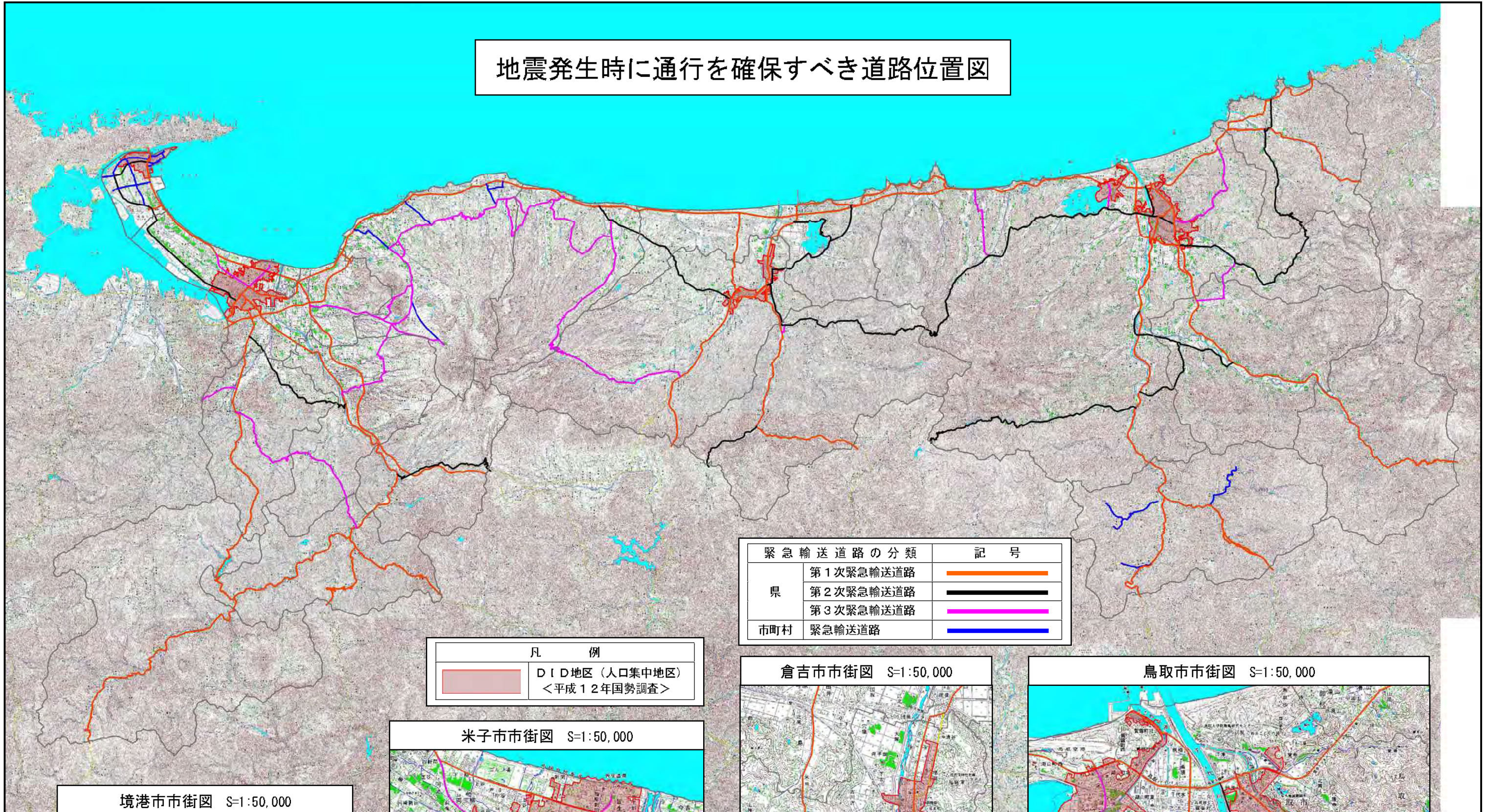
そこで、耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき、地域防災計画で定める緊急輸送道路を沿道の建築物の耐震化が必要な「地震時に通行を確保すべき道路」として指定します。

特に、住宅・建築物の密集するDID地区（人口密度が4,000人/km²以上で人口が5,000人以上となる地区）内の道路は、「平成27年度までに沿道建築物の耐震化を図ることが必要な道路」として位置付け、沿道建築物の耐震化を推進します。

「地震時に通行を確保すべき道路の指定一覧」

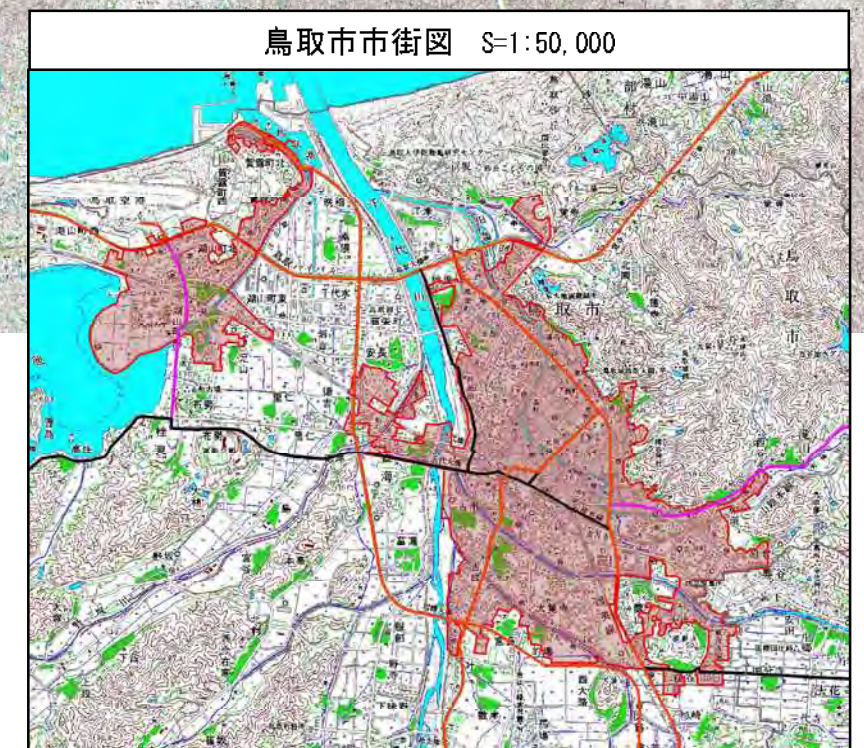
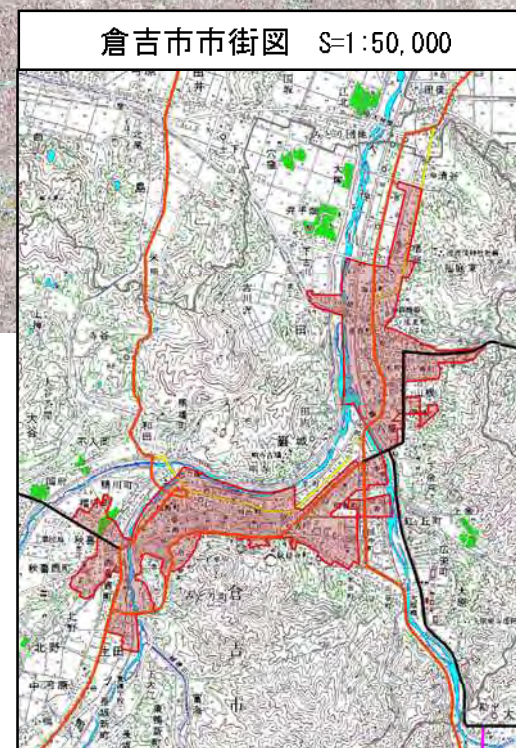
地震時に通行を確保すべき道路	平成27年度までに沿道建築物の耐震化を図ることが必要な道路
県地域防災計画で定める緊急輸送道路 (1次～3次ルート)	DID地区内
市町村地域防災計画で定める緊急輸送道路	DID地区内

地震発生時に通行を確保すべき道路位置図



緊急輸送道路の分類		記号
県	第1次緊急輸送道路	
	第2次緊急輸送道路	
	第3次緊急輸送道路	
市町村	緊急輸送道路	

凡 例	
	D I D地区 (人口集中地区) <平成12年国勢調査>



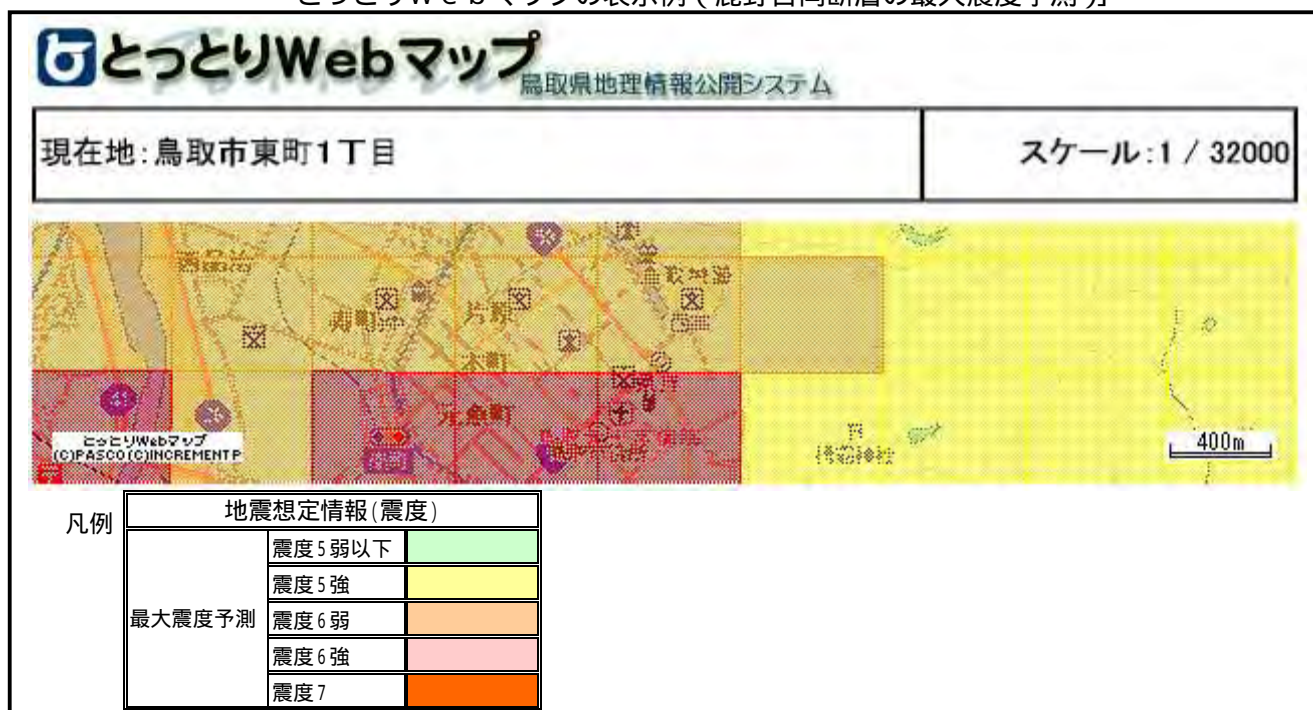
3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

(1) 地震ハザードマップの作成・公表

耐震化を促進するためには、所有者等が、自ら所有する住宅・建築物の建築された場所の地震に対する危険性を認識することが必要なため、想定される地震における危険性を示したハザードマップの作成が必要になります。

県は、最大震度予測及び液状化予測について、500mメッシュのハザードマップを「とっとりWebマップ(<http://www2.wagamachi-guide.com/pref-tottori/index.asp>)」で公開しています。なお、個々の建物が把握できる詳細な50mメッシュ程度のハザードマップについては、市町村での作成を進めます。

「とっとりWebマップの表示例(鹿野吉岡断層の最大震度予測)」



(2) 相談体制の整備及び情報提供の充実

県は、耐震診断、耐震改修に係る工法、費用、事業者情報、標準契約書、助成制度、税制の優遇措置について周知・情報提供を行います。

市町村は、住民への耐震診断、耐震改修にかかる補助事業の申請及び耐震改修税制に係る証明書の発行等を行います。

(3) パンフレットの配布、セミナー・講習会の開催

耐震診断、耐震改修に関するパンフレットを相談窓口等で配布します。
建築関係団体と協力して耐震診断、耐震改修の無料相談会を開催します。

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修は、設備のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会にあわせて行うことが費用面、工事中の居住性からも効果的です。
リフォームにあわせた耐震改修が促進されるよう、所有者等、工事施工者を啓発し、情報提供を行います。

(5) 市町村と町内会、消防団、NPO等自治会との連携

ブロック塀、擁壁、がけ等の防災点検、避難要援護者の支援体制、物資保管の対策などの中心となる地域における自主防災組織の強化のため、市町村と自治会の連携による取り組みが必要です。
県及び建築関係団体は、これらの取り組みに対して、連携して技術的支援を行います。

4 建築基準法による勧告又は命令等について所管行政庁との連携に関する事項

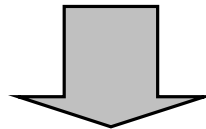
(1) 法に基づく特定建築物の指導等

特定建築物の所有者等は、耐震改修促進法で耐震診断・耐震改修の努力義務が定められています。所管行政庁及び特定行政庁（県、鳥取市、米子市）は、特定建築物の所有者等に対して、耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指示、指導、勧告、命令を実施します。

(2) 優先的に指導・助言すべき特定建築物の選定及び指導等の実施方法

指導・助言を実施するにあたり、優先する特定建築物を定め、耐震改修促進法及び建築基準法に基づき特定建築物の所有者等へ指導します。

優先的に指導・助言を行う特定建築物	
防災上重要な建築物	・防災拠点となる庁舎、病院、避難所等
不特定多数の者が利用する建築物	・旅館・ホテル、百貨店、映画館、集会場等
避難弱者の利用する建築物	・老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園・保育所、小中学校、養・盲・聾学校等
被災による倒壊で周囲に与える影響が大きい建築物	・地震時に通行を確保すべき道路沿いで、倒壊により道路閉塞のおそれのある建築物



順番	項目	内容	根拠法令
1	指導・助言	耐震診断、耐震改修の必要性を説明し、相談に応じるなどの方法で実施します。	耐震改修促進法
2	指示	指導後も、耐震診断、耐震改修を実施しない場合は、書面の交付による指示を実施します。	
3	公表	正当な理由もなく指示に従わない場合は、建物利用者及び近隣の住民への周知のため、所有者氏名、建物名称等を公表します。	
4	勧告	公表後も耐震診断、耐震改修の実施が行われず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがある場合は、勧告を行います。	建築基準法
5	命令	正当な理由もなく勧告に従わない場合は、耐震診断、耐震改修を行うよう命令します。 耐震性が著しく保安上危険と認められる場合は、指導から勧告までの措置がとられていなくても命令を行うこともあります。	
6	違反建築物の措置	命令に従わないものについては、違反建築物として行政代執行等の法的措置の対象となります。	

5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 関係団体による協議会の概要

耐震化は、所有者及び行政の取り組みだけでは促進が困難なため、建築の専門的知識を有した関係団体の協力が不可欠です。

建築関係団体は、各団体連携のため協議会を設置し、耐震化に取り組むことが必要です。

県及び市町村は、そうした協議会に参加するなど、建築関係団体と協力して耐震化を促進することが必要です。

(2) 住宅性能表示制度の利用促進について

住宅の品質の確保の促進等に関する法律の規定に基づき、住宅の性能について評価する住宅性能表示制度では、既存住宅における「構造躯体の倒壊防止」、「地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法」の耐震性能について評価することができます。

住宅性能表示制度の利用により、耐震性の高い住宅のストックを促進します。